（別紙様式２）

診断書（精神障害者保健福祉手帳用）

氏　　名		明治・大正・昭和・平成・令和 年　　月　　日生（　　歳）
住　　所		

① 病名 ICD コードは、右の病名と対応する F00～F99、G40 のいずれかを記載）	(1) 主たる精神障害 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ICD コード（　　） (2) 従たる精神障害 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ ICD コード（　　） (3) 身体合併症 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 身体障害者手帳（有・無、種別　　級）
② 初診年月日	主たる精神障害の初診年月日　　昭和・平成　　年　　月　　日 診断書作成医療機関の初診年月日　　昭和・平成　　年　　月　　日
③ 発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容（推定発病年月、発病状況、初発症状、治療の経過、治療内容などを記載する）	（推定発病時期　　年　　月頃） ＊器質性精神障害（認知症を除く）の場合、発症の原因となった疾患名とその発症日 （疾患名　　、　　年　　月　　日）

④ 現在の病状、状態像等（該当する項目を○で囲む）

(1)　抑うつ状態
　1　思考・運動抑制　2 易刺激性、興奮　3 憂うつ気分　4 その他（　　）

(2)　躁状態
　1　行為心迫　2 多弁　3 感情高揚・易刺激性　4 その他（　　）

(3)　幻覚妄想状態
　1　幻覚　2 妄想　3 その他（　　）

(4)　精神運動興奮及び昏迷の状態
　1　興奮　2 昏迷　3 拒絶　4 その他（　　）

(5)　統合失調症等残遺状態
　1　自閉　2 感情平板化　3 意欲の減退　4 その他（　　）

(6)　情動及び行動の障害
　1　爆発性　2 暴力・衝動行為　3 多動　4 食行動の異常　5 チック・汚言　6 その他（　　）

(7)　不安及び不穏
　1　強度の不安・恐怖感　2 強迫体験　3 心的外傷に関連する症状　4 解離・転換症状
　5 その他（　　）

(8)　てんかん発作等（けいれんおよび意識障害）
　1　てんかん発作 発作型（　　）　頻度（　　）　最終発作（　　年　　月　　日）
　2　意識障害　3 その他（　　）

(9)　精神作用物質の乱用及び依存等
　1　アルコール　2 覚せい剤　3 有機溶剤　4 その他（　　）
　ア 乱用　イ 依存　ウ 残遺性・遅発性精神病性障害（状態像を該当項目に再掲すること）
　エ その他（　　）
　現在の精神作用物質の使用 有・無（不使用の場合、その期間　　年　　月 から）

(10)　知能・記憶・学習・注意の障害
　1　知的障害（精神遅滞）　ア 軽度　イ 中等度　ウ 重度　療育手帳（有・無、等級等　　）
　2　認知症　3 その他の記憶障害（　　）
　4　学習の困難 ア 読み　イ 書き　ウ 算数　エ その他（　　）
　5　遂行機能障害　6 注意障害　7 その他（　　）

(11)　広汎性発達障害関連症状
　1　相互的な社会関係の質的障害　2 コミュニケーションのパターンにおける質的障害
　3 限定した常同的で反復的な関心と活動　4 その他（　　）

(12)　その他（　　）

⑤ ④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見 等

検査所見：検査名、検査結果、検査時期

（　　）

⑥ 生活能力の状態 （保護的環境ではない場合を想定して判断する。児童では年齢相応の能力と比較の上で判断する）

1　　現在の生活環境　　入院・入所（施設名　　）・在宅（ア 単身・イ 家族等と同居）・その他（　　）

2　　日常生活能力の判定（該当するもの一つを○で囲む）

（1）適切な食事摂取
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（2）身辺の清潔保持、規則正しい生活
自発的にできる ・ 自発的にできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（3）金銭管理と買物
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（4）通院と服薬（要・不要）
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（5）他人との意思伝達・対人関係
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（6）身辺の安全保持・危機対応、
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（7）社会的手続や公共施設の利用
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

（8）趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加
適切にできる ・ おおむねできるが援助が必要 ・ 援助があればできる ・ できない

3 日常生活能力の程度
（該当する番号を選んで、どれか一つを○で囲む）
(1) 精神障害を認めるが、日常生活及び社会生活は普通にできる。
(2) 精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。
(3) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。
(4) 精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、常時援助を必要とする。
(5) 精神障害を認め、身の回りのことはほとんどできない。

⑦　⑥の具体的程度、状態等

⑧ 現在の障害福祉等のサービスの利用状況
（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）に規定する自立訓練（生活訓練）、共同生活援助（グループホーム）、居宅介護（ホームヘルプ）、その他の障害福祉サービス、訪問指導、生活保護の有無等）

⑨ 備考

上記のとおり、診断します。　　令和　　年　　月　　日

医療機関の名称医療機関所

在地電話番号診療担当科名

医師氏名（自署又は記名捺印）